

(参考1)

平成22年1月19日

農 林 水 産 省

森林・林業再生プラン推進本部の設置について

1 趣旨

「森林・林業再生プラン」(平成21年12月25日公表)に即した具体的な施策を推進するため、農林水産省に「森林・林業再生プラン推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置する。

2 推進本部の構成

(1) 推進本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

本 部 長： 赤松農林水産大臣

本部長代理： 郡司農林水産副大臣

副 本 部 長： 舟山農林水産大臣政務官

本 部 員： 事務次官、官房長、総括審議官、技術総括審議官、
農村振興局長、農林水産技術会議事務局長、
林野庁長官【事務局長】

(2) 具体的な施策の検討を行うため、推進本部の下に、検討委員会を置くことができる。検討委員会は、外部有識者等及び関係課長等で構成する。

(3) 推進本部の庶務は、林野庁企画課において処理する。

3 推進本部の検討事項

(1) 森林・林業再生プランに即した施策の推進

(2) その他、森林・林業の再生に必要な事項